

香港
意匠規則

2021年10月8日施行
第522章第79～82条

目次

序

第1条 (省略)

第2条 解釈

第2A条 所定の様式

登録可能な意匠(条例第5条, 第9条及び第10条)

第3条 条例第5条(3)に基づく所定の事例

第4条 登録から除外する意匠

第5条 意匠の工業的適用

登録出願(条例第12条, 第13条, 第18条, 第20条及び第21条)

出願

第6条 出願の様式及び内容

第7条 表示

第8条 新規性の陳述書

第9条 秘密開示に関する陳述書

第10条 先に登録した意匠についての陳述書等

第11条 優先権の陳述等

第12条 紋章等に関する証拠

第13条 名称又は肖像に関する証拠

第14条 見本

第15条 標本

複合出願

第16条 複合出願

出願の取下及び回復

第17条 出願の取下

第18条 出願の回復

出願の補正

第19条 出願の補正

出願における権利

第20条 出願における権利に影響する取引

審査及び登録(条例第 24 条, 第 25 条及び第 26 条)

- 第 21 条 方式要件
- 第 22 条 不備
- 第 23 条 出願の拒絶
- 第 24 条 物品の分類
- 第 25 条 登録
- 第 26 条 登録証
- 第 27 条 登録の公告

登録の存続期間(条例第 28 条及び第 30 条)

- 第 28 条 登録更新の催告
- 第 29 条 登録の更新
- 第 30 条 更新の申請の懈怠に係る通知
- 第 31 条 登録の抹消
- 第 32 条 登録の放棄

登録意匠における権利(条例第 34 条及び第 64 条)

- 第 33 条 登録意匠における権利に影響する取引
- 第 34 条 その他の取引の登録
- 第 35 条 譲渡抵当権者又は実施権者である旨の主張の取消
- 第 36 条 証拠の提出

法的手続(条例第 44 条, 第 45 条, 第 46 条及び第 63 条)

登録官への付託

- 第 37 条 付託
- 第 38 条 異議申立の通知
- 第 39 条 答弁書
- 第 40 条 異議申立の裏付証拠
- 第 41 条 申請の裏付証拠
- 第 42 条 答弁の証拠
- 第 43 条 後の手続についての指示
- 第 44 条 決定の通知
- 第 45 条 異議申立のない場合の費用
- 第 46 条 裁判所への付託

裁判所への申請

- 第 47 条 申請書の登録官への送達 2

雑則

- 第 48 条 裁判所の命令, 宣言書又は証明書の提出
- 第 49 条 費用に係る担保

行政上の規定及び雑則(条例第 66 条, 第 67 条, 第 68 条, 第 70 条, 第 71 条, 第 72 条,

第 73 条, 第 75 条, 第 76 条及び第 77 条)

意匠登録簿

第 50 条 条例第 66 条に基づく申請の登録官への送達

第 51 条 登録簿における誤記の訂正

第 52 条 登録簿の閲覧

第 53 条 防衛目的に関連する意匠

第 54 条 証明書及び謄本

第 55 条 情報及び書類閲覧

第 55A 条 登録部門の記録が保管される様式等

第 56 条 登録部門の就業時間及び就業日の公告

第 57 条 書類の公告及び販売

書類及び関連事項の提出及び送達

第 58 条 パートナーシップによる書類の署名等

第 59 条 書類の翻訳文

第 60 条 登録官に対する書類の提出

第 60A 条 電子提出

第 60B 条 電子提出の条件

第 60C 条 電子メールボックスの指定

第 61 条 書類の送達

第 62 条 提出された書類の誤記の訂正

第 63 条 書類の補正及び不備の更正

第 64 条 名称の変更

宛先

第 65 条 送達宛先

第 65A 条 送達宛先の提出の懈怠

第 66 条 宛先の変更若しくは訂正

代理人

第 67 条 代理人の承認

聴聞

第 68 条 登録官の裁量権限の行使

第 69 条 公開聴聞等

第 70 条 聴聞の言語

証拠

第 71 条 証拠

第 72 条 法定宣言書及び宣誓供述書

期間の延長

第 73 条 期間の延長

第 73A 条 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

手数料

第 74 条 手数料

経過規定(条例第 92 条)

第 75 条 経過規定

附則 手数料(第 2 条(2)及び第 74 条)

序

第1条 (省略)

第2条 解釈

(1) 本規則において、

「デジタル署名」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により付与される意味を有する。

(2004年 L. N. 38)

「電子記録」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により付与される意味を有する。(2004年 L. N. 38)

「電子署名」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により付与される意味を有する。(2004年 L. N. 38)

「情報システム」とは、電子取引条例(Cap 553)第2条(1)により付与される意味を有する。

(2004年 L. N. 38)

「ロカルノ協定」とは、1968年10月8日にロカルノで調印され、随時改正された工業デザインの国際分類を定めるロカルノ協定をいう。

「送付する」とは、与えることを含み、同種の表現は相応に解釈する。(2004年 L. N. 38)

「新規性の陳述書」とは、第8条に従う陳述書をいう。

「繊維製物品」とは、条例に基づく保護が模様及び装飾の特徴のみに限定される織糸製及び合成樹脂製の反物、ハンカチーフ、ショール並びに登録官が随時決定する同じ性質を有するその他の種類の物品をいう。

(2) 本規則において、

(a) 所定の様式への言及は、登録官が公報に公告する通知により指定する関連する様式への言及として解釈するものとする。(2 of 2001 s. 27)

(b) 適用手数料への言及は、第74条及び附則に従い適用される手数料への言及として解釈するものとする。又は

(c) 書類その他の物の提出への言及は、文脈により別異の解釈を要する場合を除き、第60条、第60A条、第60B条及び第60C条に従う登録官に対する書類その他の物の提出への言及として解釈するものとする。(2004年 L. N. 38)

第2A条 所定の様式

所定の様式を使用する要件は、所定の様式により求められる情報を含み、所定の様式又はその複製の使用についての登録官の指示を遵守する、次の何れかの使用により満たされる。

(2004年 L. N. 38)

(a) 所定の様式の複製、又は

(b) 登録官が受理できる様式

登録可能な意匠(条例第5条, 第9条及び第10条)

第3条 条例第5条(3)に基づく所定の事例

登録官は、意匠登録の出願を補正する請求が、条例第21条に基づき許可されており、かつ、登録官の見解では、当該補正が、当初になされた出願に係る意匠を著しく変更する効力を有する場合は、条例第5条(3)に基づきその権限を行使することができる。

第4条 登録から除外する意匠

次の物品の何れかに適用することを意図された意匠は、条例に基づく登録から除外するものとする。

(a) 彫刻作品(工業的方法により多数製造するひな形又は模様として使用し若しくは使用を意図された鑄造製品又はひな形以外のもの)

(b) 額、メダル及び大メダル

(c) 主として文学的又は芸術的性格の印刷物。これには書籍の表紙、カレンダー、証明書、クーポン、洋裁用型紙、グリーティング・カード、ラベル、ちらし、地図、設計図、トランプ、はがき、切手、商業広告、商業用箋及び名刺、転写紙及び同様の物品を含める。

第5条 意匠の工業的適用

条例第10条の適用上、意匠を次のものに対して適用する場合は、「工業的に適用される」ものとみなされる。

(a) 50個を超える数の物品であって、それらすべてをもって1組の組物を構成するものではないもの、又は

(b) 長さで又は個数で製造され、手作りでない物品

登録出願(条例第 12 条, 第 13 条, 第 18 条, 第 20 条及び第 21 条)

出願

第 6 条 出願の様式及び内容

- (1) 意匠登録出願は, 所定の様式で行うものとする。
- (2) 出願には, 条例第 12 条(2)(a)から(e)までにいう情報及び書類を含めるものとする。
すなわち,
 - (a) 当該意匠登録の願書
 - (b) 第 7 条に従い複製に適する当該意匠の表示(2004 年 L. N. 38)
 - (c) 出願人の名称及び住所
 - (d) 出願人が創作者でない場合は, 当該意匠の出願人の権利を説明する陳述書, 及び
 - (e) 書類を送達する場合の香港における宛先
- (3) 加えて, 出願には, 次のものを含めなければならない。
 - (a) 双方の公用語による, 当該意匠の適用が意図される物品を確認する陳述書
 - (b) ロカルノ協定により制定された分類のクラス及びサブクラスに従って, 当該意匠の適用が意図される物品の分類を確認する陳述書
 - (c) 第 8 条に従い新規性の陳述書(2004 年 L. N. 38)
 - (d) 第 9 条, 第 10 条, 第 11 条, 第 12 条及び第 13 条の何れか該当するものにより求められる陳述書又は証拠
 - (e) 名称がローマ字又は漢字で書かれていない場合は, 当該出願人の名称の翻字(2004 年 L. N. 38)
 - (f) 出願人の署名, 及び
 - (g) 所定の出願の様式により求められるその他の情報

第 7 条 表示

- (1) 当該出願に含まれる意匠の表示は, 図面若しくは写真の何れかとすることができ, 大きさは 210mm×297mm を越えてはならない。(2004 年 L. N. 38)
- (2) 組物に適用することを意図された意匠の登録出願を行う場合は, 表示は, 当該組物に含まれるそれぞれ異なる物品に適用する当該意匠を示すものとする。
- (3) 登録官は, 出願人に対し, 表示の追加の写しを提出するよういつでも求めることができる。(2004 年 L. N. 38)

第 8 条 新規性の陳述書

- (1) 出願人が新規であるとみなす意匠の特徴を述べた陳述書は, 双方の公用語により, 第 6 条に基づいてなされる出願に含めるものとする。(2004 年 L. N. 38)
- (2)-(3) (廃止。2004 年 L. N. 38)
- (4) 本条は, 繊維製物品, 壁紙若しくは同様の壁装品若しくはレース又は組の繊維製物品若しくはレースに適用することを意図された意匠の模様若しくは装飾に係る登録出願の場合には適用しない。

第 9 条 秘密開示に関する陳述書

- (1) 条例第 9 条が出願に適用されることの主張を出願人が希望する場合は, 出願には, 本条に従いその趣旨の陳述書を含めるものとする。

- (2) (3)にいう場合を除き、当該陳述書は、次の通りとする。
- (a) 出願人が依拠する条例第9条の規定を確認すること、及び
 - (b) 関連する日を含む当該意匠の開示の状況を記載すること
- (3) 当該意匠の開示が公式の国際展示会に関する場合は、当該陳述書には、次の事項を明記するものとする。
- (a) 展示会の名称及び開催地
 - (b) 展示会の開始日、及び
 - (c) 意匠の最初の開示が展示会の開始日に生じなかった場合は、当該最初の開示の日
- (4) 出願人は、当該主張を裏付ける追加情報又は書類を提出することができる。

(2015年第3号編集修正履歴)

第10条 先に登録した意匠についての陳述書等

- (1) 条例第11条が出願に適用されることの主張を出願人が希望する場合は、出願には、本条に従いその趣旨の陳述書を含めなければならない。
- (2) 当該陳述書は、先の登録番号又は先の登録出願番号を明記するものとする。
- (3) 出願人は、当該主張を裏付ける追加情報又は書類を提出することができる。

第11条 優先権の陳述等

- (1) 出願人が条例第16条に基づき先の出願の優先権を主張することを希望する場合は、出願には、優先権の陳述書、及び同条が求める先の出願の写しを含めなければならない。
- (2) 先の出願の、優先権の陳述書及び写しに加え、出願と共に又は当該出願の出願日から3月以内に、関連するパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国の権限を有する当局が発行する証明書であって、次の事項につき登録官が納得するように証明するものの写しを提出するものとする。(2004年L.N. 38)
- (a) 先の出願の出願国、領土若しくは地域
 - (b) 先の出願の出願日及びその出願番号
 - (c) 当該意匠の表示及び先の出願が対象とする物品

第12条 紋章等に関する証拠

条例第8A条の規定に抵触しないことを前提とし、国、都市、市町、場所、協会、法人、機関又は個人の紋章、徽章、騎士章、勲章、エンブレム若しくは旗章のコピーを意匠に表現する場合、出願には、当該意匠登録及びそのコピーの使用に同意を与える権限を有する政府人員又はその他の個人が当該同意を与えたことを証明する、登録官が納得する証拠を含めるものとする。

(31 of 2021 s. 18)

第13条 名称又は肖像に関する証拠

- (1) 生存している者の名称又は肖像を意匠に表現する場合は、出願には、その者が当該意匠の登録及びその名称又は肖像の使用に同意した旨の登録官が納得する証拠を含めるものとする。
- (2) 最近死亡した者の名称又は肖像を意匠に表現する場合は、出願には、当該死亡した者の人格代表者が当該意匠登録及び当該死亡した者の名称又は肖像の使用に同意した旨の登録官が納得する証拠を含めるものとする。

第14条 見本

- (1) 本条に従うことを条件として、繊維製物品に適用することを意図される2次元意匠の

登録出願は、表示において複製した当該意匠を適用する物品の見本を添付することができる。

- (2) 当該見本は、1 個の封筒若しくは包みに収めなければならない。
- (3) 見本の寸法は、30cm を越えてはならず、また当該封筒又は包み及びその包装の重量は、4kg を越えてはならない。
- (4) 腐敗しやすい物品又は保存に危険を伴う物品の見本は、提出してはならない。
- (5) 登録官が請求する場合を除き、その他の物品の見本は、提出してはならない。

第 15 条 標本

登録官が請求する場合を除き、如何なる標本も提出してはならない。

複合出願

第 16 条 複合出願

2 又はそれ以上の意匠が関係する物品がロカルノ協定により制定された分類に従って同じクラスの物品又は同じ組物の物品に関係する場合は、当該意匠は同一登録出願の主題とすることができる。

出願の取下及び回復

第 17 条 出願の取下

条例第 18 条に基づく取下の通知は、書面により行い、かつ、取り下げる出願の出願番号を示すものとする。(2004 年 L. N. 38)

第 18 条 出願の回復

条例第 20 条に基づき意匠登録の出願の回復を請求する通知は、所定の様式により行うものとする。

出願の補正

第 19 条 出願の補正

条例第 21 条に基づく意匠登録出願を補正する請求は、所定の様式により行うものとする。

出願における権利

第 20 条 出願における権利に影響する取引

- (1) 条例第 64 条(3)に従うことを条件として、意匠登録出願に影響する取引、証書又は事件であって、条例第 23 条及び第 34 条が適用されるものに関する詳細は、所定の様式により登録官に通知することができる。
- (2) 第 33 条(2)から(4)までは、第 33 条に基づいてした申請に関して適用されるように、(1)に基づいて提出された通知に関して、必要な変更を施して適用される。
- (3) 条例第 64 条(3)に従うことを条件として、意匠登録出願に係る所有権又は何らかの利害に影響を与えると主張される取引、証書又は事件に関する詳細は、所定の様式により登録官に通知することができる。

(4) (1)又は(3)に基づく通知には、当該取引、証書又は事件の完全な詳細を含めるものとする。

審査及び登録(条例第 24 条, 第 25 条及び第 26 条)

第 21 条 方式要件

次の事項は、条例の適用上「方式要件」として指定されている。すなわち、

- (a) 条例第 12 条のすべての要件, 及び
- (b) 本規則の第 3 条から第 13 条までのすべての要件

第 22 条 不備

(1) 登録官は、方式要件につき不備がある旨を決定する場合は、出願人に対し当該不備につき書面による通知を与えるものとする。

(2) 方式要件の不備は、当該通知の日後 3 月以内に訂正することができる。

(3) 条例第 26 条に従うことを条件として、(2)にいう期間内に不備が訂正される場合は、登録官は、第 25 条に従い当該意匠の登録手続を進めるものとする。

第 23 条 出願の拒絶

(1) 登録官は、条例第 26 条に基づき意匠登録出願を拒絶する場合は、出願人に拒絶につき書面により通知するものとする。

(2) 当該通知は、登録官の決定の理由を述べるものとする。

(3) 条例第 58 条に基づく登録官の決定に対する上訴の目的では、当該決定の日、本条に基づき出願人に当該決定の通知を送付する日とする。

第 24 条 物品の分類

意匠登録の目的では、物品は、ロカルノ協定に定める分類に従い分類するものとする。

第 25 条 登録

(1) 登録官は、登録簿に次の詳細を記入することにより条例第 25 条に基づき意匠を登録するものとする。

- (a) 登録日
- (b) 登録簿への記入の日
- (c) 該当する場合は、優先日及び関連するパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国
- (d) 登録番号
- (e) 意匠所有者の名称及び住所
- (f) 送達宛先
- (g) 意匠登録に係る物品のロカルノ分類のクラス及びサブクラス番号

(2) 加えて、登録官は、登録簿に次の事項を記入するものとする。

- (a) 願書に含まれる当該意匠の表示の複製
- (b) 意匠に関する新規性についての陳述書
- (c) 意匠登録に係る物品に関する詳細
- (d) 条例第 34 条が適用される関係する取引、証書又は事件についての詳細
- (e) 該当する場合は、当該意匠が、先に登録されている意匠に関連して条例第 11 条に従い登録された旨の陳述書

(3) 登録官は、いつでも、当該意匠につき登録官が適切と考えるその他の詳細を登録簿に記入することができる。

第 26 条 登録証

- (1) 意匠登録に当たり、登録官は、登録所有者に登録証を発行するものとする。
- (2) 先に登録されている意匠に関連して条例第 11 条に従い登録する意匠の場合は、登録証は、当該意匠が先に登録された意匠に関連して登録された旨の陳述を含むものとする。

第 27 条 登録の公告

- (1) 条例第 25 条(d)に基づき公報に告示した意匠登録の公告は、次の事項を含むものとする。(2 of 2001 s. 27)
 - (a) 登録日
 - (b) 該当する場合は、優先日及びパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国の名称
 - (c) 登録番号
 - (d) 登録所有者の名称及び住所
 - (e) 送達宛先
 - (f) 願書に含まれる当該意匠表示の複製
 - (g) 意匠登録に係る物品についての詳細、及び
 - (h) 意匠登録に係る物品のロカルノ協定分類のクラス及びサブクラス番号
- (2) 意匠が先に登録されている意匠に関連して条例第 11 条に従い登録される場合は、先の登録番号及び先の登録出願の番号も公告に含めるものとする。

登録の存続期間(条例第 28 条及び第 30 条)

第 28 条 登録更新の催告

意匠登録の期間が条例第 28 条及び本規則第 29 条に従い既に更新されている場合を除き、登録官は、登録期間の終了前 1 月以上 6 月以内に、登録所有者に対し、期間の満了が迫っている旨の書面による通知を發し、登録期間を第 29 条に定める方法で更新することができる旨を当該人に知らせるものとする。

第 29 条 登録の更新

(1) 登録意匠の所有者が条例 28 条(2)に基づき意匠登録の期間の更新を希望する場合は、申請は、現在の登録期間終了前であって、現在の期間の終了に先立つ 3 月以内に、所定の様式により行うものとする。

(2) 登録意匠の所有者が条例第 28 条(5)に基づき意匠登録の期間の更新を希望する場合は、申請は、条例第 28 条(4)に定める期間終了直後からの 6 月中に所定の様式で行うものとする。

(3) (1) 又は(2)に基づく申請には、適用手数料を添えるものとする。

(4) (1) 又は(2)に従い申請が提出され、かつ、適用手数料が納付される場合は、登録官は、登録簿に適切に記入することにより、当該意匠登録を更新するものとする。

第 30 条 更新の申請の懈怠に係る通知

意匠登録の現在の期間終了時に、第 29 条(1)に従い申請が提出されず又は適用手数料が納付されない場合は、登録官は、この事実を公報に公告するものとする。(2 of 2001 s. 27)

第 31 条 登録の抹消

(1) 第 29 条(1)若しくは(2)に従い延期申請が提出されず又は適用手数料が納付されていない場合、登録官は、登録簿から当該意匠を抹消するものとする。(2014 年 L. N. 150)

(2) 登録簿から意匠登録を抹消する旨の通知は、公報に公告するものとする。(2 of 2001 s. 27)

第 32 条 登録の放棄

(1) 意匠の登録所有者は、所定の様式による放棄の通知を提出することにより、条例第 30 条に基づき意匠登録を放棄することができる。

(2) 本条に基づき提出された通知は、登録所有者が当該通知において、次に該当する場合を除き無効とする。

(a) 次の何れかに関し、当該登録を放棄する旨を述べている場合

(i) 当該意匠が登録されたすべての物品、又は

(ii) 通知に指定された物品

(b) 当該意匠における登録された利害を有する他の者各々の名称及び住所を明示している場合、及び

(c) 当該各々の者に関し、その者が次であることを証明した場合

(i) 当該登録を放棄する意図につき 3 月以上前の通知を送付されていること、又は

(ii) 放棄により影響を受けないこと、又は影響を受けるときは、当該放棄に同意すること

(3) 当該放棄は、(2)に従う通知を登録官が受領すると同時に効力を生じる。

(4) 意匠登録の放棄は、意匠の放棄に係る物品に関して、それらの物品に関し効力を終了する意匠登録と同様の効力を有する。

(5) 登録官は、放棄が効力を生じる場合は、登録簿に適切に記入し、かつ、公報に当該放棄の通知を公告するものとする。(2 of 2001 s.27)

登録意匠における権利(条例第 34 条及び第 64 条)

第 33 条 登録意匠における権利に影響する取引

(1) 条例第 64 条(3)に従うことを条件として、条例第 34 条が適用され、かつ、何人かが登録意匠における又は基づく権利を取得したと主張する根拠となる取引、証書又は事件に関する詳細の登録を求める申請は、所定の様式により行うことができる。

(2) 申請には、取引、証書又は事件の完全な詳細と共に、権利を取得したことを主張し又は認められる者の名称及び住所を含めるものとする。

(3) 申請は、次の者により又はその代理で署名するものとする。

(a) 条例第 34 条(3)(a)にいう譲渡に関する場合は、当該譲渡人(2004 年 L. N. 38)

(b) 条例第 34 条(3)(b)にいう譲渡抵当に関する場合は、当該譲渡抵当権設定者、又は

(c) 条例第 34 条(3)(c)にいうライセンス若しくはサブライセンスの許諾に関する場合は、当該許諾者

又は、申請には、場合により当該譲渡、譲渡抵当若しくは許諾を立証するのに十分な証拠を添えなければならない。

(4) (3)が当てはまらない場合は、申請は、取引、証書又は事件を立証するのに十分な証拠を添えなければならない。

第 34 条 その他の取引の登録

(1) 条例第 64 条(3)に従うことを条件として、登録意匠の所有権又は登録意匠における利害に影響すると主張される(第 33 条にいう以外の)取引、証書又は事件の詳細の登録を求める申請は、所定の様式により行うことができる。

(2) 申請には、当該取引、証書又は事件の完全な詳細を含めなければならない。

第 35 条 譲渡抵当権者又は実施権者である旨の主張の取消

何人かの名称が、登録意匠に関して譲渡抵当権者又は実施権者として登録簿に記入される場合は、当該人は、所定の様式により申請する際に、自らがもはや譲渡抵当権者又は場合により実施権者であるとの主張を行わない旨の通知を登録簿に記入させることができる。

第 36 条 証拠の提出

登録官は、第 33 条、第 34 条又は第 35 条に基づく申請を行う者に対し、申請に関して自らが要求することができる証拠を、自らが指定する期間内に提出するよう求めることができる。

法的手続(条例第 44 条, 第 45 条, 第 46 条及び第 63 条)

登録官への付託

第 37 条 付託

(1) 条例第 7 条に関して意匠が登録可能な意匠であるか否かの疑義の, 条例第 44 条に基づく登録官への付託は, 次の書類を提出して行うものとする。(2004 年 L. N. 38)

(a) 所定の様式による申請書, 及び

(b) 求める付託及び申請人が依拠する事実について十分に述べた陳述書

(2) 申請人は, 申請書及び陳述書を提出すると同時に, その写しを当該意匠の登録所有者に送付するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(3) 登録官は, 当該申請の通知を登録簿に記入し, 当該申請が提出された事実を公報に公告するものとする。(2004 年 L. N. 38)

第 38 条 異議申立の通知

(1) (登録所有者を含め)何人も, 第 37 条に基づく申請に異議の申立を希望する場合は, 公報に公告した日から 2 月以内に, 当該人が当該申請に異議を申し立てる十分な理由及び当該人が依拠する事実を完全に記載した所定の様式により, 異議申立の通知を提出するものとする。(2 of 2001 s. 27, 2004 年 L. N. 38)

(2) 異議申立人は, 異議申立の通知を提出すると同時に, その写しを申請人に送付するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(3) 第 46 条に従い登録官が疑義の裁定を裁判所に付託する場合は, 本条及び第 39 条から第 44 条までは適用しない。

第 39 条 答弁書

(1) 第 38 条に基づく異議申立の通知の写しが送付された日から 3 月以内に, 申請人は, 当該人が申請の裏付として依拠する理由及び異議申立の通知において申し立てられた事実で, 当該人が認めるものがあれば, それを記載した所定の様式による答弁書を提出するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(2) 申請人は, 答弁書を提出すると同時に, その写しを異議申立人に送付するものとする。(2004 年 L. N. 38)

第 40 条 異議申立の裏付証拠

(1) 第 39 条に基づく申請人の答弁書の写しが送付された日から 3 月以内に, 異議申立人は, 当該人が異議申立の裏付として提示することを希望する証拠を提出し, かつ, 当該証拠の写しを申請人に送付するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(2) 異議申立人は, (1)に従い証拠を提出することを怠る場合は, 登録官が他に指示を与えない限り, 当該異議申立を放棄したものとみなされる。

第 41 条 申請の裏付証拠

異議申立人が第 40 条に従い証拠を提出する場合は, 申請人は, 異議申立人が証拠の写しを送付した日から 3 月以内に, 申請の裏付として提示することを希望する証拠を提出するものとする。また申請人は, 当該証拠の写しを異議申立人に送付するものとする。

第 42 条 答弁の証拠

- (1) 異議申立人は、第 41 条に基づき申請人が証拠の写しを送付した日から 3 月以内に、答弁する事項に厳密に限定した追加の証拠を提出することができる。また異議申立人は、当該追加の証拠を提出する場合は、申請人に追加証拠の写しを送付するものとする。
- (2) 申請人は、異議申立人が証拠の写しを送付した日から 3 月以内に、答弁する事項に厳密に限定した追加の証拠を提出することができる。また、申請人が当該追加の証拠を提出する場合は、申請人は、異議申立人に追加証拠の写しを送付するものとする。
- (3) 登録官の許可若しくは指示による以外は、何人も、追加の証拠を提出することはできない。

第 43 条 後の手続についての指示

登録官は、第 37 条に基づく申請について後の手続に関して適切と考える指示を与えることができる。

第 44 条 決定の通知

- (1) 第 37 条に基づく申請につき聴聞を希望する当事者を聴聞した後、又は当事者が聴聞を希望しない場合は聴聞することなく、登録官は、当該事項を決定し、かつ、すべての当事者にその決定を通知するものとする。また、当事者が請求する場合は、当該決定の理由を知らせるものとする。
- (2) 条例第 58 条に基づく登録官の決定に対する上訴の目的では、決定の日は、本条に従い決定の通知が送付される日とする。

第 45 条 異議申立のない場合の費用

第 37 条に基づく申請に対して登録所有者による異議申立がない場合において、登録官は、費用を申請人に課すべきか否かを決定するに際して、申請人が申請の提出前に合理的な通知を登録所有者に与えていたならば当該法的手続を回避することができたか否かを検討するものとする。

第 46 条 裁判所への付託

(1) 登録官が第 37 条に基づく申請を受領し、裁定を受けるため裁判所に疑義を付託することを決めた場合は、登録官は、直ちに裁判所への付託の写しを申請人及び意匠の登録所有者に送達するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(2) 登録官は、裁判所への付託の通知を登録簿に記入し、かつ、公報に付託の事実を公告するものとする。(2 of 2001 s.27)

裁判所への申請

第 47 条 申請書の登録官への送達

(1) 意匠登録の取消について裁判所に対する申請が条例第 45 条又は第 46 条に基づいてなされる場合は、申請人は、直ちに申請書の写しを登録官に送達するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(2) 登録官は、当該申請書を登録簿に記入するものとする。

雑則

第 48 条 裁判所の命令、宣言書又は証明書の提出

(1) 条例に基づき裁判所が命令若しくは宣言を行い、又は証明書を付与する場合は、当該命令、宣言又は証明書がなされ若しくは付与された対象となる者、又はこれらの者が複数の場合は、登録官が指示するそのうちの 1 は、当該命令、宣言又は証明書の認証謄本を登録官へ提出するものとし、登録簿の更正を請求する場合は、所定の様式を提出するものとする。

(2) 適切である場合は、登録官は、登録簿を相応に更正するものとする。

第 49 条 費用に係る担保

(1) 登録官に対する法的手続において当事者が香港に居住せず営業もしていない場合は、登録官は、十分とみなす形態及び金額で費用に係る担保を要求することができる。

(2) 登録官は、当事者が提出する申請、請求又は異議申立通知に関し担保を要求し、かつ、当事者が要求された担保の提供を怠る場合は、当該申請、請求又は異議申立通知を、放棄され又は取り下げられたものとして扱うことができる。

行政上の規定及び雑則(条例第 66 条, 第 67 条, 第 68 条, 第 70 条, 第 71 条, 第 72 条, 第 73 条, 第 75 条, 第 76 条及び第 77 条)

意匠登録簿

第 50 条 条例第 66 条に基づく申請の登録官への送達

- (1) 条例第 66 条に基づき登録簿の更正を行うための裁判所に対する申請が行われる場合は、申請人は、直ちに申請書の写しを登録官へ送達するものとする。(2004 年 L.N. 38)
- (2) 登録官は、申請の通知を登録簿に記入するものとする。

第 51 条 登録簿における誤記の訂正

- (1) 条例第 67 条に基づく登録簿の誤記を訂正する請求は、所定の様式により行うものとし、かつ、訂正案を明確に特定するものとする。
- (2) 登録官は、請求の事実及び訂正案の内容を公報に公告するものとする。(2 of 2001 s. 27)
- (3) 何人も、当該請求に対し異議申立を希望する場合は、公報における公告の日から 2 月以内に、当該人が請求に異論を唱える理由及び当該人が依拠する事実を十分に述べた所定の様式による異議申立の通知を提出するものとする。(2 of 2001 s. 27, 2004 年 L.N. 38)
- (4) 異議申立人は、異議申立の通知を提出すると同時に、その写しを、請求を行う者に送付するものとする。(2004 年 L.N. 38)
- (5) (4)に基づき異議申立の通知の写しが送付された日から 3 月以内に、請求を行う者は、当該人が請求の裏付として依拠する理由及び異議申立の通知において主張された事実で当該人が認めるものがあればそれを記載した答弁書を、所定の様式により提出するものとする。(2004 年 L.N. 38)
- (6) 請求を行う者は、答弁書を提出すると同時に、その写しを異議申立人に送付するものとする。(2004 年 L.N. 38)
- (7) 登録官は、後の手続につき適切と考える指示を与えることができる。

第 52 条 登録簿の閲覧

条例第 70 条及び第 77 条並びに第 53 条に従うことを条件として、何人も、所定の様式で行われた申請に基づき、登録部門の通常の就業時間中に登録簿を閲覧する権利を有する。(2004 年 L.N. 38)

第 53 条 防衛目的に関連する意匠

登録官が条例第 77 条(1)に基づき指示を与える場合は、意匠の表示及び条例第 77 条(2)(b)にいう証拠は、当該指示が効力を継続する間、登録部門において公衆の閲覧に供してはならない。

第 54 条 証明書及び謄本

- (1) 条例第 70 条及び第 77 条に従うことを条件として、登録簿の記入の認証謄本若しくは無認証謄本又は登録簿の認証抄本若しくは無認証抄本を申請する場合は、所定の様式により行い、かつ、適用手数料を添えるものとする。
- (2) 条例第 70 条及び第 77 条に従うことを条件として、所定の様式による申請及び適用手数料の納付があったときは、登録官は、申請を行う者に次を提供することができる。

- (a) 登録部門に保管する表示若しくはその他の書類の認証謄本又は当該書類の認証抄本
- (b) 条例第 65 条 (2) の適用上の証明書, 又は
- (c) 登録部門に保管する表示若しくはその他の書類の無認証の謄本又は抄本

第 55 条 情報及び書類閲覧

- (1) 意匠登録出願に関して又は登録意匠に関して, 条例第 70 条に基づく情報の請求又は書類閲覧の許可の請求は, 所定の様式により行うものとする。
- (2) 条例第 70 条及び第 77 条及び(4), (5), (5A)及び(6)に従うことを条件として, 登録官は, 請求書に指定される登録意匠に関する書類の閲覧を許可するものとする。(2004 年 L. N. 38)
- (3) 条例第 70 条及び第 77 条及び(4), (5), (5A)及び(6)に従うことを条件として, 請求する者は登録官の納得するように次の事項を証明する証拠を提出するものとする。(2004 年 L. N. 38)
 - (a) 所有者又は(場合により)出願人が閲覧に同意すること, 又は
 - (b) 当該請求につき条例第 70 条(4)が適用される場合は, 登録官は, 請求に指定される登録意匠に関する書類の閲覧を許可するものとする。
 - (4) 登録官は, 条例若しくは本規則に基づき履行を求められ又は許可されたすべての手続, 又は問題の書類に関係する手続の各段階を終了するまでは, 本条に基づき如何なる書類も閲覧を許可する義務を負わないものとする。(2004 年 L. N. 38)
 - (5) 本条に基づく閲覧の権利は, 次の事項には適用されない。
 - (a) 登録部門で使用するためのみに作成した書類
 - (b) 登録部門の請求によるか否かを問わず, 査閲のために登録部門に送付された書類であって, 後に送り主に返却するもの
 - (c) (1)に基づく情報の請求, 又は
 - (d) 登録部門が出す書類であって, 登録官が秘密として取扱うべきとみなすもの
- (5A) 本条に基づく閲覧の権利は, 登録部門が保管する書類と情報に対してのみ及び。(2004 年 L. N. 38)
- (6) 本条の如何なる規定も, 登録官に次の書類を公衆の閲覧に供する義務を負わせるものと解釈してはならない。
 - (a) 登録官の見解によれば, 何人かに損害を与える虞のある方法でその者の名誉を汚す書類又は書類の一部, 又は
 - (b) 条例を施行するために指定された日より前に登録部門に提出され又は送付された書類

第 55A 条 登録部門の記録が保管される様式等

- (1) 登録官は, 登録部門の記録が構成され保管される様式を決定するものとし, 当該記録又は書類その他の物が登録部門により保管される期間, 及びそれらのものを破棄その他処分することができる状況を決定することができる。
- (2) 登録官が, 書類その他の物の記録を, それらが最初に登録官に提出され又は最初に登録官により作成された様式とは異なる様式で保管する場合は, 当該書類又は物の記録は, 反証がない限り, 最初に提出又は作成された書類又は物に含まれる情報を正確に表示するものとみなされる。(2004 年 L. N. 38) 20

第 56 条 登録部門の就業時間及び就業日の公告

登録部門の就業時間及び就業日を定める条例第 71 条に基づき登録官が発する指示書は、登録部門に掲示し、かつ、公報に公告するものとする。(2 of 2001 s. 27, 2004 年 L.N. 38)

第 57 条 書類の公告及び販売

登録官は、登録部門による書類及び情報の公告及び販売につき手配をすることができる。書類及び関連事項の提出及び送達

第 58 条 パートナーシップによる書類の署名等

(1) 企業のために又はその代理で署名される書類は、そのパートナーにより、企業の代理で署名する旨陳述するパートナーにより又は当該書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者により署名される。

(2) 法人のために又はその代理で署名される書類は、その法人の取締役、秘書役若しくは他の幹部により又は当該書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者により署名される。

(3) 企業以外の非法人又は団体のために又はその代理で署名される書類は、当該書類に署名する権限があると登録官が納得する何れかの者により署名することができる。

第 59 条 書類の翻訳文

(1) 本規則に明示的に定める場合を除き、公用語の 1 によらない書類又はその一部が、条例若しくは本規則に従い登録部門に提出され又は登録部門に送付される場合は、法的手続の言語への翻訳文を添付するものとし、当該翻訳文は、翻訳者の名称及び公式資格(あれば)を示さなければならない。(2004 年 L.N. 38)

(2) 条例第 12 条 (2) (d) の適用上、同条に基づく陳述書を裏付ける書類が公用語の 1 によらない場合は、法的手続の言語への翻訳文を添えるものとする。

(3) 登録官は、登録官に対する法的手続における証拠の目的で使用する書類であって、法的手続の言語以外の言語によるものである場合は、次に関し指示を与えることができる。

- (a) 他の言語による書類の提出
- (b) 法的手続の言語への書類の翻訳文の提出

第 60 条 登録官に対する書類の提出

(1) 条例若しくは本規則に基づき登録官に提出することを要求され又は許可された書類その他の物は、登録部門の通常の実業時間内に登録部門において登録官に対して手渡しにより届けるか又は登録官に郵送されなければならない。

(2) 郵便による送付は、登録部門における登録官に対し、書類その他の物を含む書簡を適切に名宛して作成し、かつ、郵送料を先払いして郵送することにより実行したものとみなされ、また、その書類又は物は、当該書簡が登録部門において登録官によって実際に受領された時点で受領されたものとみなされる。

(3) 書類その他の物の登録官に対する提出は、登録部門において登録官によって受領され、かつ、受領として記録された時点で実行されたものとみなされる。(2004 年 L.N. 38)

第 60A 条 電子提出

(1) 登録官は、紙又は他の物的様式による登録官に対する書類その他の物の提出の代わりに、書類又は物の電子記録の提出を自らの裁量により許可することができる。

(2) 登録官は、第 60 条に規定する方法で登録官に対して書類その他の物を届け又は送付

する代わりに、当該書類又は物の電子記録を、登録官が指定する情報システム宛に電子的手段によって送付することを自らの裁量により許可することができる。

(3) 電子記録の提出及び(2)に基づいて指定された情報システムへの電子的手段による電子記録の送付は、一般的には公報に公告する通知により、又は特定の場合には、電子記録を提出するか若しくは電子的手段により登録官に対して電子記録を送付することを希望する者に対する通知によるかの何れかにより、登録官が指定する条件に従うものとする。

(4) 本条に従って、電子記録の様式による書類又は物が(2)に基づいて指定された情報システムへ電子的手段によって送付される場合は、当該書類又は物の提出は、当該電子記録が指定情報システムにより受理された時点で実行されたとみなされる。(2004年L.N.38)

第 60B 条 電子提出の条件

(1) 登録官は、第 60A 条(3)の一般原則を制限することなく、同条に基づいて次に掲げる条件を指定することができる。

(a) 電子記録を作成又は送付するために使用しなければならない手順の登録官による承認を規定すること

(b) 電子記録が記録又は保存されなければならない方式又は媒体の登録官による承認を規定すること

(c) 当該書類又は物が署名若しくは捺印又は何らかの方法で検認を要する状況において、電子記録を検認する方法を尊重すること

(d) 電子記録の様式で登録官に送付される書類その他の物がその送付者の電子署名又はデジタル署名を含み又は伴うことを求めること、及び

(e) 第 60A 条(2)に基づいて指定された情報システムの運用に中断がある場合における書類その他の物を提出する方法を尊重すること

(2) 登録官は、第 60A 条(3)の一般原則を制限することなく、次のとおりである場合は、電子記録の様式である書類その他の物を受理すること又は登録することを拒絶することができる。

(a) 電子記録に含まれる情報が、判読可能な形式で表示できるものでない場合

(b) 電子記録が、第 60A 条(2)に基づいて指定された情報システムに保存できるものでない場合

(c) 電子記録が、変更されたもの、損傷を受けたもの又は不完全なものと登録官に見える場合

(d) 電子記録に添えられ若しくは含まれる電子署名、デジタル署名又はその他の種類の検認が変更されたもの又は不完全なものと登録官に見える場合、又は

(e) 同条に基づき登録官により指定された条件が守られなかった場合

(2004年L.N.38)

第 60C 条 電子メールボックスの指定

(1) 何人かの請求により、登録官は、自らが指定する情報システム内に電子メールボックスを指定することができ、その者はこれを登録官と交信するために使用することができる。

(2) 指定された情報システム内の電子メールボックスの何人かによる使用は、一般的には公報で公告された通知、又は特定の場合は、電子メールボックスを指定された者に対する通知の何れかにより登録官が指定する条件に従うものとする。

(3) 登録官が、本条に基づいてある者に対する電子メールボックスを指定する場合は、その者に対して登録官により送付されることが条例又は本規則により求められ又は許可さ

れる書類その他の物は、その者の指定された電子メールボックスへ電子記録の様式で送付された場合は、適切に送付されたものとみなされる。

(4) 指定された電子メールボックスへの送付は、電子記録が指定された情報システムにより受理された時点で実行されたものとみなされる。

(5) 指定電子メールボックスに送付された電子記録は、当該電子メールボックスにより電子記録が受理され記録された時点で、名宛人により受領されたものとみなされる。(2004年 L. N. 38)

第 61 条 書類の送達

(1) 第 60 条、第 60A 条、第 60B 条及び第 60C 条に規定される場合を除き、書類その他の物がある者に送付されることが条例又は本規則によって求められ又は許可される場合は、次のとおりとする。

(a) 書類その他の物を、その者の送達宛先に届け又は郵送することができる。

(b) その者が送達宛先を有していない場合は、書類その他の物をその者の判明している最新の住所へ送付することができる。

(2) 郵便による送付は、書類その他の物を含む書簡を、郵送料を先払いし適切に名宛をして作成し、その者の送達宛先へ又はその者が送達宛先を有していない場合はその者の判明している最新の住所へ郵送することにより実行されたものとみなされ、また、書類又は物は、反証がない限り、その書簡が通常の郵便で配達される筈の時点でその者により受領されたものとみなされる。(2004年 L. N. 38)

第 62 条 提出された書類の誤記の訂正

(1) 条例第 76 条(1)にいう書類における(住所若しくは送達宛先以外の)翻訳文若しくは転写の誤り又は書類の誤記若しくは過誤の訂正の請求は、所定の様式により行い、かつ、訂正案を明確に特定するものとする。

(2) 登録官は、適切と考える場合は、訂正を求める書類の写しに訂正を明示することを要求することができる。

(3) 登録官は、公報に訂正案の請求及びその内容を公告するものとする。(2 of 2001 s. 27)

(4) 当該請求に異議申立を希望する者は何人も、公報における公告日から 2 月以内に、異議申立人が当該請求に異論を唱える理由及びその者が依拠する事実を十分に記述した所定の様式による異議申立の通知を提出するものとする。(2 of 2001 s. 27, 2004 年 L. N. 38)

(5) 異議申立人は、異議申立の通知を提出すると同時に、当該請求をした者にその写しを送付するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(6) (5)に基づき異議申立の通知の写しが送付された日から 3 月以内に、当該請求をした者は、当該人がその請求の裏付として依拠する理由、及び異議申立の通知に申し立てられた事実で当該人が認めるものがあればそれを記述した答弁書を所定の様式により提出するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(7) 請求をした者は、答弁書を提出すると同時に、その写しを異議申立人に送付するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(8) 登録官は、後の手続につき適切と考えられる指示を与えることができる。

第 63 条 書類の補正及び不備の更正

(1) 条例第 21 条に従うことを条件として、登録官に法的手続のため提出された書類及び意匠の図面又はその他の表示は、登録官が適切と考える場合は、補正することができ、ま

た、登録部門における又は対する手続の不備は、登録官が指示する条件により更正することができる。

(2) 次に示す不備又は将来生ずべき不備の場合は、登録官は、自ら指示する条件で、問題の期間を変更するよう指示することができる。

(a) 条例若しくは本規則に定める期間の制限の不遵守であって、本条に基づく指示がないために生じたか又は登録官から見て生じる虞があると思われるもの

(b) 全部又は一部が登録部門の側の過誤、懈怠又は不作為に帰するもの

(c) 登録官から見て更正すべきと考えられるもの

第 64 条 名称の変更

(1) 何人かの名称の変更に基づいてその変更を登録簿上に又は登録部門に提出した書類上に記入することの請求は、所定の様式により行うものとする。

(2) 名称を変更する請求に基づき行為する前に、登録官は、適切と考えられる変更の証明を要求することができる。

(3) 登録官は、当該請求を許可することができる旨納得する場合は、これに従い登録簿又は書類を変更させるものとする。

宛先

第 65 条 送達宛先

(1) 登録官に対する法的手続に関係するすべての者は、送達宛先を提出しなければならない。

(2) 送達宛先は、香港における居所又は営業所在地でなければならない。

(3) 何人も、次のとおり送達宛先を提出することができる。

(a) その者が送達宛先の記入を要する所定の様式を提出する場合は、その送達宛先を記載した所定の様式の提出により、又は

(b) その他の場合は、登録官に対する書面の通知により

(4) (3) (a) にいう所定の様式が 2 又はそれ以上の者の名義により提出される場合は、その様式に示される送達宛先は、それらの者の各人の送達宛先として取り扱われる。

(5) 意匠登録の出願人又は意匠の登録所有者は、当該出願又は登録意匠に関して、登録官に対するすべての法的手続のために 1 の送達宛先に限り使用することができる。

(6) 本条に基づく反証の提出があればそれに従うことを条件として、意匠が登録されたときは、登録出願人の送達宛先は、当該登録意匠に関して、登録官に対するすべての法的手続のために意匠の登録所有者の送達宛先として取り扱われる。

(7) ある者が、登録官に対する法的手続のために送達宛先を提出する場合は、その宛先は、その者により当該法的手続のために先に提出された送達宛先の代わりであるものとして取り扱われる。

(8) ある者が、登録官に対する法的手続の当事者になった後に、代理人を初めて任命し又はある代理人を別の代理人の代わりに任命する場合は、新たに任命された代理人は、送達宛先を提出しなければならない。

(9) 問題の法的手続に関して、(8) にいう者により又はその者に対してなすことが条例又は本規則により求められ又は許可される如何なる行為も、新たに任命された代理人が送達宛先を提出する日前には、その代理人により又はその代理人に対して、行うことができない。

(10) 何人も登録官に対する書面の通知により送達宛先を取り下げることができる。(2004年 L. N. 38)

第 65A 条 送達宛先の提出の懈怠

(1) 第 65 条により求められる送達宛先が提出されない場合、又は意匠の登録所有者又は登録官に対する法的手続の当事者の送達宛先が有効でなくなっていることに登録官が納得する場合は、登録官は、送達宛先を提出するよう(2)にいう住所の何れか宛に関係人に対する通知を送付することができる。

(2) (1)の適用上、住所は次のとおりとする。

- (a) その者の先に提出された送達宛先
- (b) 登録簿に示される香港におけるその者の住所
- (c) その者の香港における居所又は営業所在地、及び
- (d) 登録官に判明しているその者のその他の住所

(3) (1)に基づく通知を送付された者が、通知日後 2 月以内に送達宛先を提出しない場合は、次のとおりとする。

(a) その者により提出された申請、通知又は請求は、放棄され又は取り下げられたものとして扱われ、かつ

(b) その者は、その者を当事者とする登録官に対する法的手続を取り下げたものとみなされる。

(4) 本条は、第 21 条及び第 22 条の作用を害さない。(2004 年 L. N. 38)

第 66 条 宛先の変更若しくは訂正

(1) 何人も、登録簿又は登録部門に提出した書類に記入された住所又は送達宛先の変更若しくは訂正を請求する場合は、所定の様式又は書面による通知により行い、かつ、登録簿又は当該請求に係る書類の記入を特定するものとする。(2004 年 L. N. 38)

(2) 登録官は、当該請求を許可することができる旨納得する場合は、これに従い登録簿又は書類を変更させ若しくは訂正させるものとする。

代理人

第 67 条 代理人の承認

(1) 登録官は、代理人にその権限の証拠を提出するよう書面による通知により求めることができる。

(2) 特定の場合は、登録官は、何人かの本人の署名又は出頭を要求することができる。

(3) 別の者によりその代理人として行為することを授権されている者は、代理人として行為する最初の機会以前に、その者が居住し又は営業活動を行う香港における住所を登録官に届け出るものとし、その届出は、所定の様式又は書面によりなされるものとする。(2004年 L. N. 38)

(4) (3)に基づいて届出をした者は、その者が居住し又は営業活動を行う香港における住所を変更する場合は、変更をできる限り速やかに登録官に届け出るものとし、その届出は、所定の様式又は書面によりなされるものとする。(2004年 L. N. 38)

(5) ある者により又はその者に対してなすことが条例又は本規則により求められ又は許可される如何なる行為も、(3)に従って代理人が登録官に届出をする日以前にはその者の代理人により又はその代理人に対して行うことができない。(2004年 L. N. 38)

(6) 登録官は、条例又は本規則に基づく何らかの業務に関して、次に掲げる者を代理人として認めることを拒絶することができる。

(a) 刑事上の犯罪で有罪判決を受けた者

(b) 弁護士条例(Cap. 159)に基づき若しくは従って保管される法定弁護士名簿若しくは事務弁護士名簿から名称が抹消された者、又は法定弁護士若しくは事務弁護士として行為することを停止された者

(c) パートナースhip又は法人であって、そのパートナー若しくは取締役の1を登録官が(a)又は(b)に基づいて代理人として認めることを拒絶することができるもの

(d) 会社条例(清算及び雑則)(Cap 32)第168E条、第168F条、第168G条、第168H条、第168J条又は第168L条に基づき下された不適格命令の対象(28 of 2012 s. 912&920)

(e) 廃止された証券(インサイダー取引)条例(Cap 395)第23条(1)(a)若しくは第24条(1)に基づいて命令を受けた者、又は

(f) 証券先物条例(Cap 571)第214条(2)(d)、第257条(1)(a)、第258条(1)又は第303条(2)(a)に基づいて命令を受けた者(2004年 L. N. 38)

注：条例第75条(4)には、登録官は、香港に居住も営業所在地も有していない者を代理人として認めることを拒絶する旨が規定されている。(2004年 L. N. 38)

聴聞

第 68 条 登録官の裁量権限の行使

法的手続において条例又は本規則により登録官に付与された裁量権が当事者に不利に行使される前に、登録官は、当該当事者が更に短い期間の通知に同意しない限り、当事者を聴聞する時期につき少なくとも10日前の通知を当該当事者に与えるものとする。

第 69 条 公開聴聞等

(1) 登録官の聴聞は、登録官が別段の指示をしない限り公開で行うものとする。

(2) 当事者間の法的手続において、

(a) 聴聞を希望する当事者は、登録官に書面による通知を出すものとし、

(b) 聴聞において、法的手続で言及しなかった(裁判所若しくは登録官の決定報告書以外の)書類の引用を意図する者は、登録官が同意し、かつ、相手方当事者が合意するのでない限り、当該書類を引用する意図がある旨の少なくとも14日前の通知を出すものとし、かつ、関係する書類の詳細又は写しを当該通知に含めるものとする。

(3) 登録官は、聴聞を指定した日前に(2)(a)に基づき通知しなかった当事者の聴聞を拒絶することができる。

(4) 聴聞を希望する当事者の聴聞の後、又は如何なる当事者も聴聞を希望しない場合は聴聞を行うことなく、登録官は、事件を決定するものとし、かつ、その決定をすべての当事者に通知するものとする。また当事者からの請求があったときは、当該決定の理由をその当事者に伝えるものとする。

(5) 条例第58条に基づく登録官の決定に対する上訴の目的では、当該決定の日は、本条に基づき当該決定の通知が送付された日とする。

第70条 聴聞の言語

(1) 登録官の聴聞における当事者又は当該当事者により証拠を提供するため招聘された証人若しくは専門家は、法的手続の言語以外の言語を使用することができる。ただし、聴聞のため定められた日より少なくとも1月前に、当事者が法的手続の言語以外の言語を使用する意図の通知を、又は法的手続の言語以外の言語を使用することを意図する証人若しくは専門家を招聘する意図の通知を、登録官及び相手方当事者に出すことを条件とする。

(2) 登録官は、

(a) 法的手続の言語への通訳を準備するよう(1)に基づき通知をする当事者に求めることができ、また

(b) 公用語の1に通訳する許可を与えることができ、かつ、当該通訳の費用を誰が負担すべきかについての指示を与えることができる。

(3) 登録官は、関係する当事者の同意に従うことを条件として、登録官が指示する条件に基づいて法的手続の言語の変更に関する指示を与えることができる。

証拠

第71条 証拠

(1) 条例又は本規則に基づき証拠を提出することができる場合は、法定宣言書又は宣誓供述書により提出するものとする。

(2) 登録官は、特定の場合に適切と考えるときは、当該証拠に代えて又は追加して口頭証拠を採用することができる、また如何なる証人にも登録官がその他の指示を与えない限り、その宣誓供述書又は宣言書に基づき反対尋問を受けさせるものとする。

第72条 法定宣言書及び宣誓供述書

(1) 条例又は本規則により求められ又は法的手続において使用される法定宣言書若しくは宣誓供述書は、次の者の面前で作成し署名するものとする。

(a) 香港においては、法的手続の目的で宣誓を管理するため、香港の法律により権限を付与された管理官、公証人又はその他の者、及び

(b) 香港以外の場所においては、法的手続の目的で当該場所において宣誓を管理するため又は公証人の職務を履行するため、法律により権限を付与された裁判所、裁判官、治安判事、公証官、公務員又はその他の者

(2) 第 58 条の規定により宣言書に署名する者は、宣言書上に宣言書を作成する資格を述べるものとする。

期間の延長

第 73 条 期間の延長

(1) 登録官は、関係人又は当事者から所定の様式に基づいて申請があり、かつ、影響を受ける者又は当事者への登録官が指示する通知により、登録官が指示する条件に従い、本規則に基づき何らかの行為を履行し又は何らかの手続をとるために、第 29 条にいう期間以外の何らかの期間を延長し若しくは更に延長することができる。

(2) 期間の延長は、問題の期間が既に満了しているにも拘らず本条に基づき許可することができる。

第 73A 条 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

(1) ある日に登録部門の通常の業務に中断を生じさせる事件又は状況がある場合は、登録官は、その日を登録部門の業務に中断がある日として通知することができる。

(2) そのように通知された日に、書類その他の物の登録官に対する提出のために条例若しくは本規則に指定された期間又は本規則に基づいて延長された期間が満了する場合は、その期間は、次に来るそのように通知されていない(非就業日でない)最初の日まで延長される。

(3) 本条に基づく登録官の通知は、登録部門に掲示する。

(4) 本条において、「非就業日」とは、登録部門の就業日でない日を意味する。

(2004 年 L. N. 38)

手数料

第 74 条 手数料

(1) 条例に基づき何らかの事項又は手続に関して納付すべき手数料は、附則に定める通りである。

(2) 事項又は手続に関し納付すべき手数料は、当該事項又は手続に関する附則に定める時期に納付するものとする。

(3) 手数料は、登録官が指示する手段及び方法で納付するものとする。

経過規定(条例第 92 条)

第 75 条 経過規定

(1) 条例第 92 条(2)に基づく申請は、所定の様式により行うものとする。

(2) (1)に基づき行われる申請に当たり、登録官は、当該意匠が条例第 91 条により条例に基づき登録されたとみなされることに納得する場合は、第 25 条(1)にいう詳細を登録簿に記入することができる。

附則 手数料(第 2 条(2)及び第 74 条)

手数料番号	事件又は手続	金額	支払時期
1	条例第 12 条及び本規則第 6 条に基づく意匠登録の出願一組物を形成しない物品の 1 意匠	意匠を適用する各物品につき\$785	出願時
2	条例第 12 条及び本規則第 6 条に基づく意匠登録の出願一組物の 1 意匠	\$1,570	出願時
3	条例第 12 条, 第 13 条及び本規則第 6 条, 第 16 条に基づく意匠登録の出願一組物を形成しない物品の 2 若しくはそれ以上の意匠	最初に意匠を適用する最初の物品につき\$785 及び当該意匠の何れかを適用するその他の物品に対し\$590	出願時
4	条例第 12 条, 第 13 条及び本規則第 6 条, 第 16 条に基づく意匠登録の出願一組物を形成する 2 若しくはそれ以上の意匠	最初の意匠につき\$1,570, その他各意匠につき\$1,180	出願時
5	条例第 21 条及び本規則第 19 条に基づく意匠登録の出願の補正の請求	\$170	請求書提出時
6	条例第 67 条及び本規則第 51 条に基づく誤記の訂正の請求	\$170	請求書提出時
7	条例第 76 条及び本規則第 62 条に基づく書類の翻訳文若しくは転写の訂正又は誤記若しくは過誤の訂正の請求	\$170	請求書提出時
8	条例第 20 条及び本規則第 18 条に基づく登録出願の回復を請求する通知	\$245	通知提出時
9	公報への意匠登録の公告(2 of 2001 s. 27)	\$155 (1997 年 L. N. 362)	条例第 12 条及び本規則第 6 条に基づく出願時
10	条例第 69 条及び本規則第 54 条に基づく登録簿の記入の認証謄本又は認証抄本	\$170	謄抄本申請書提出時
11	登録部門に保管されている書類の認証謄本の請求で他に費用負担がない場合	\$170	謄本申請書提出時
12	条例第 69 条及び本規則第 54 条に基づく登録簿の記入の無認証謄本若しくは登録簿の無認証抄本の請求	1 頁当たり\$6	謄抄本申請書提出時
13	登録部門に保管されている書類の無認証謄本の請求で他に費用負担がない場合	1 頁当たり\$6	謄本申請書提出時
14	条例第 28 条(3), (5)及び本規則第 29 条に基づく登録期間の更新—第 1 回目の 5 年の延長	\$790 (2015 年 L. N. 26)	更新申請書提出時
15	条例第 28 条(3), (5)及び本規則第 29 条に基づく登録期間の更新—第 2 回目の 5 年の延長	\$1,200 (2015 年 L. N. 26)	更新申請書提出時
16	条例第 28 条(3), (5)及び本規則第 29 条に基づく登録期間の更新—第 3 回目の 5 年の延長	\$1,760 (2015 年 L. N. 26)	更新申請書提出時
17	条例第 28 条(3), (5)及び本規則第 29 条に基づく登録期間の更新—第 4 回目の 5 年の延長	\$2,690 (2015 年 L. N. 26)	更新申請書提出時
18	条例第 92 条(2)及び本規則第 75 条に基づく登録期間の更新	\$1,230	更新申請書提出時

19	条例第 28 条(5)及び本規則第 29 条に基づく登録期間更新の追加手数料	\$490	更新申請書提出時
20	本規則第 20 条に基づく取引, 証書又は事件に関する詳細の通知	\$590	通知提出時
21	本規則第 33 条又は第 34 条に基づく取引, 証書又は事件の詳細を登録する申請	\$590	申請時
22	条例第 44 条及び本規則第 37 条に基づく登録官への付託	\$345	第 37 条に基づく申請書提出時
23	本規則第 38 条, 第 39 条, 第 51 条又は第 62 条に基づく答弁書又は異議申立書	\$590	答弁書又は異議申立書提出時
24	条例第 65 条(2)及び本規則第 54 条に基づく登録官の証明書	\$170	証明申請書提出時
25	(廃止。2004 年 L. N. 38)		
26	(廃止。2004 年 L. N. 38)		
27	本規則第 73 条に基づく期間の延長(各意匠につき)	\$390	延長申請書提出時

(2004 年 L. N. 38) 31